令和７年度　女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第 21 条関係）

特定事業主名：　大町町　　令和８年７月公表

Ⅰ　職員の男女の給与の額の差異

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	96.5　％
任期の定めのない常勤職員以外の職員	78.7　％
全職員	86.4　％

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	－
本庁課長相当職	96.0　％
本庁課長補佐相当職	140.5　％
本庁係長相当職	90.4　％

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	144.6　％
３１～３５年	95.7　％
２６～３０年	101.3　％
２１～２５年	83.3　％
１６～２０年	104.0　％
１１～１５年	91.7　％
６～１０年	91.3　％
１～５年	111.0　％

【説明欄】

・役職段階別の本庁部局長・次長相当職については、該当職員がいないため記載なし。

・勤務年数別 11～15 年について、この年代が子育て世代であり、扶養手当は世帯主である男性に支給している場合が多く、勤務年数別 21～25 年については、男性が女性よりも上位の役職についている影響から、差異が他の年代よりも大きくなっている。逆に、36 年以上は男性が９月退職したことによる影響がみられる。

Ⅱ　管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和８年度
管理的地位にある職員	16.7%

【説明欄】

令和８年度は女性が１名増加し比率が上昇。

Ⅲ　各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和８年度
本庁部局長・次長相当職	－ %
本庁課長相当職	16.7 %
本庁課長補佐相当職	50.0 %
本庁係長相当職	65.9 %

【説明欄】

・役職段階別の本庁部局長・次長相当職については、該当職員がいないため記載なし。

Ⅳ　男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

１．男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和７年度
男性	0　％
女性	100　％

(2) 会計年度任用職員

区分	令和７年度
男性	―　％
女性	―　％

２．男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
１週間未満	0　％	0　％	―　％	―　％
１週間以上２週間未満	0　％	0　％	―　％	―　％
２週間以上１月以下	0　％	0　％	―　％	―　％
１月超３月以下	0　％	0　％	―　％	―　％
３月超６月以下	0　％	0　％	―　％	―　％
６月超９月以下	0　％	0　％	―　％	―　％
９月超 12 月以下	0　％	100　％	―　％	―　％
12 月超 24 月以下	0　％	0　％	―　％	―　％
24 月超	0　％	0　％	―	―

【説明欄】

会計年度任用職員の育児休業取得対象者はいない。

Ⅴ　職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和７年度
内部部局等	8.7　時間／月
内部部局等以外	―　時間／月

【説明欄】

国政選挙が行われた月は、時間外勤務が増加した。